

保険料水準の統一に向けた検討状況について

1 統一に向けた基本方針

第 3 期岐阜県国民健康保険運営方針（R6～R11）

- 令和 6 年度から統一に向けた市町村納付金の算定方法を段階的に導入し、令和 11 年度から医療費水準の格差を反映しない
（「医療費指数反映係数」（ α ）＝0）
- α の変更に伴い納付金が増加する市町村ヘインセンティブを実施
- 令和 11 年度までに県が定義する統一を概ね達成することを目指すこととし、統一に向けた詳細な手順・工程表を作成する

2 これまでの検討状況

○ 統一に向けた市町村納付金の算定方法の段階的な導入

市町村との合意内容（国保連携会議）

(1) 令和 7 年度からの統一項目

- ・市町村間の単価がほぼ均一で困難度が低い次の 5 項目を統一

【歳入】 出産育児一時金（法定繰入分）、出産育児交付金

【歳出】 審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費

資料 1-2 統一のイメージ図

資料 1-3 納付金算定の流れ

- ・統一に当たり、出産育児諸費及び葬祭諸費を納付金として徴収し、支給額の全額を普通交付金として市町村に交付することとする。

(2) 令和 11 年度からの統一項目

- ・高額な医療費の発生に応じて交付される「高額医療費負担金」、「特別高額医療費共同事業費負担金」については、令和 11 年度から医療費水準の格差を反映しないこととする（ $\alpha=0$ ）ことから、 $\alpha=0$ となる令和 11 年度に統一することとする。

3 今後の検討スケジュール（予定）

（10月：国保連携会議）

- ・統一に向けた詳細な手順・工程表案を提示し、意見聴取

（2月：国保連携会議）

- ・市町村からの意見を踏まえ、手順・工程表を決定

（3月：国保運営協議会）

- ・統一に向けた詳細な手順・工程表を確定